

経済産業省

平成23・05・16原院第4号

平成23年5月17日

変電所等における送電線の保護装置に係る点検等について（指示）

経済産業省原子力安全・保安院

N I S A - 2 3 8 b - 1 1 - 6

平成23年4月7日に宮城県沖で発生した地震（以下「地震」という。）により、東北電力株式会社管内において広域にわたる停電が発生しました。また、この停電に伴い、同社東通原子力発電所及び日本原燃株式会社六ヶ所再処理事業所において、一時的に、外部電源の喪失が発生しました。

これを受けて、同年5月16日、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、東北電力株式会社から、当該広域にわたる停電の原因等について報告を受けました。

当該報告によると、地震発生に伴い、送電線他が短絡又は地絡する事故がほぼ同時に多数発生した際に、一箇所約27万ボルト送電線の保護装置が動作しなかったことが当該広域にわたる停電が発生した主な原因の一つとされています。同保護装置は、事故電流の遮断機能が失われていたにもかかわらず、その状況を示す表示が機能していなかったため、遮断機能が失われていたことを感知できず、同保護装置の遮断機能を復旧させることができませんでした。そのため、周辺の複数送電線他の保護装置の動作により、周辺の複数送電線他が遮断されました。

これを踏まえ、当院は、東北電力株式会社及び他の一般電気事業者の供給管内において、同様の原因による広域にわたる停電が発生することを未然に防止するため、一般電気事業者等に対して、下記の措置を講じた上、それぞれの期限までに、その結果を当院まで報告することを求めます。

記

1. 各一般電気事業者等の基幹系統を構成する送電線並びに原子力発電所及び再処理施設に接続する送電線に接続する変電所及び開閉所における保護装置を対象として、事故電流の遮断機能が失われているにもかかわらず、当該保護装置の状況を示す表示が機能しないという状態（以下「非表示状態」という。）が発生する可能性の有無について調査し、非表示状態が発生する可能性がある場合については、平成23年6月8日までに当該保護装置の異常を示すための機能を正常な状態にすること。さらに、当該保護装置については正常な状態であることを定期的に確認し、非表示状態の発生を未然に防止すること。
2. 1. の調査において、非表示状態が発生する可能性があると判明した保護装置について、非表示状態が発生しないよう恒久的な措置を実施すること。また、恒久的な措置に関する実施計画を平成23年6月8日までに策定すること。